

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険税の課税限度額が変わります

■問合せ 住民課国保医療グループ（資格・給付）（☎ 74-3002）
税務財政課税務グループ（賦課・納税）（☎ 74-3003）

国民健康保険は、安心して医療を受けられるように加入者が保険税を出し合って助け合う制度です。国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたって安定的に運営していく必要があります。

■洞爺湖町の現状

当町の国民健康保険は、医療費が高止まりし、今後大きな赤字が見込まれています。国民健康保険会計はこの赤字を埋めるため、一般会計からの多額の補填を受けて運営していますが、この赤字は計画的な削減・解消が求められており、国でも保険税課税限度額の引き上げなどの法改正が段階的に行われています。

■赤字解消を目指して

当町の国民健康保険税率について町議会での議論を経て、令和5年度は下記のとおり課税限度額を改定することとなりました。

加入者の皆さんにご負担いただくこととなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況にご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年度国民健康保険税率・課税限度額

区 分 (対象者)		加入者全員				40～64歳の加入者	
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
所得割	所得に対して	8.70%	8.70%	2.00%	2.00%	1.10%	1.10%
資産割	資産に対して	23.40%	23.40%	9.00%	9.00%	4.90%	4.90%
均等割	一人当たり	23,000円	23,000円	7,000円	7,000円	4,500円	4,500円
平等割	一世帯当たり	25,000円	25,000円	6,000円	6,000円	4,500円	4,500円
課税限度額		630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	170,000円

※令和5年度の納税通知書は7月上旬発送予定

令和5年度国民健康保険税軽減判定

軽減区分	軽減判定基準所得額	
	※国保世帯(国保加入者)の所得の合計額が基準額以下の場合、該当の割合で均等割と平等割を軽減します。	
2割軽減	令和4年度	430,000円 + (520,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和5年度	430,000円 + (535,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
5割軽減	令和4年度	430,000円 + (285,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和5年度	430,000円 + (290,000円 × 被保険者数) + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
7割軽減	令和4年度	430,000円 + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	令和5年度	430,000円 + {100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)}

※給与所得者等＝給与収入（専従者給与をのぞく）が55万円を超える人、または公的年金等所得がある人
(65歳未満：公的年金等収入が60万円を超える人、65歳以上：公的年金等収入が125万円を超える人)